

## 由布市生活困窮者支援活動準備事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生活困窮者への支援活動の中で、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等の影響により支援ニーズが増加又は新たに生じている市内の団体の活動に対して、予算の範囲内においてその活動経費に対し補助金を交付することについて、由布市補助金等の交付に関する規則（平成24年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体)

第2条 補助金の交付の対象となる事業の実施主体は、自立相談支援事業により設置される自立相談支援機関と連携が図られている、又は今後連携を予定している市内に事業所を有する生活困窮者を支援する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体は、交付の対象としないものとする。

(1) 宗教団体又は政治活動を主たる目的とする団体

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体

(事業採択等)

第3条 この要領による補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「補助団体」という。）は、市長の定める期日までに由布市生活困窮者支援活動準備事業採択申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 由布市生活困窮者支援活動準備事業計画書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第2号の2）

2 市長は、提出された由布市生活困窮者支援活動準備事業計画書のうち「由布市生活困窮者支援プラットフォーム」にて事業の必要性が認められたものについて、その内容を精査し、適当と認めた場合は、由布市生活困窮者支援活動準備事業採択通知書（様式第3号）により、補助団体に通知するものとする。

3 市長は、事業採択後、提出書類に虚偽の記載等があることが判明した場合は、当該採択を取り消すことができる。

(補助金の交付申請)

第4条 前条第2項の規定による通知を受けた補助団体は、規則第5条による補助金の交付申請を行うことができる。

2 前項の申請を行うに当たって、補助団体は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消

費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助対象経費及び補助率等）

第5条 補助の対象となる経費は、第3条第2項の規定により採択された事業に関するもので、補助金を申請する年度中に発生した費用のうち次に掲げるものとする。

- （1） 物品購入費
- （2） 運搬経費
- （3） 賃借料
- （4） 人件費
- （5） 印刷製本費
- （6） 燃料費
- （7） 光熱水費
- （8） 雑役務費

2 補助率は、10分の10とし、50万円を限度として市長が決定する。

3 補助金の交付は、同一の補助団体について、年度ごとに1回限りとする。

（申請の取下げのできる期日）

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して8日を経過する日までとする。

（補助条件）

第7条 補助団体は、次に掲げる補助条件を遵守しなければならない。

- （1） この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- （2） 補助事業により取得し、又は効用の増加した施設、機械、器具、備品等は、財産台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。
- （3） 第4条第2項ただし書の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請を行わなかった場合で、規則第12条の規定による補助事業実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- （4） 第4条第2項ただし書の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額

を減額して申請を行わなかった場合で、規則第14条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、由布市生活困窮者支援活動準備事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第4号）によりその金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(5) 規則第9条第1項の規定による軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

ア 補助の交付目的に反しない事業内容の変更

イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減

ウ 補助対象経費の費目間における流用で、流用先又は流用元のいずれか少ない額の20パーセント以内の増減

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日、又は交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い期日までにしなければならない。

2 規則第12条第3号に定める市長が必要と認める書類は、取組状況等の写真とする。

#### 附 則

この要領は、令和5年12月15日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

由布市長 様

住所  
電話番号  
団体名  
代表者職氏名

由布市生活困窮者支援活動準備事業採択申請書

標記事業の採択を受けたいので、由布市生活困窮者支援活動準備事業費補助金実施要領第3条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 事業名

2. 事業費総額 金 円

3. 添付資料 別紙のとおり

由布市生活困窮者支援活動準備事業計画書(様式第2号)

誓約書(様式第2号の2)

様式第2号（第3条関係）

年度由布市生活困窮者支援活動準備事業計画書

団 体 名		
所 在 地	〒	
代表者氏名 (連絡先)		
団体の概要		
事業実施時期	年 月 日 ～ 年 月 日	
事業の目的		
事業内容 ※今回の物価高騰 等に係る支援ニ ーズの増加内容等		
	事業費	万円
	補助額 (補助率 10/10、上限 50 万円)	万円
事業の効果		
国又は県等の補助 事業の有無	(今回の事業計画に係る補助事業の申請状況) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中  ※「有」又は「申請中」の場合は、関係書類を添付すること	

※記載スペースが足りない場合には、適宜スペースを追加して記載してください。

様式第2号の2（第3条関係）

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員が役員となっている団体
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  - (9) 宗教活動を目的とする団体
  - (10) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対とすることを目的とする団体
  
- 2 1の(1)から(10)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

由布市長 様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

(ふりがな)

団 体 名

様式第4号（第7条関係）

年度由布市生活困窮者支援活動準備事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額確定報告書

第 年 月 日 号

由布市長 様

補助団体  
住 所  
名 称  
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった  
年度由布市生活困窮者支援活動準備事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確  
定したので、下記のとおり報告します。

記

1	補助金の額の確定額 ( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3	消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4	要補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

- (注) 1 別紙の集計表を添付すること。  
2 その他参考となる書類  
消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添  
付すること。

別 紙

年度由布市生活困窮者支援活動準備事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額集計表

仕入れに係る消費税額及び地方消費税額 (A)	補 助 率 (B)	仕入れに係る消費税等仕入控除税額 (A×B)	備 考
円		円	

(注) 1 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入れに係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

2 「仕入れに係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額とする。



様式第3号（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

由布市長

印

由布市生活困窮者支援活動準備事業採択通知書

年 月 日付で申請があった標記の申請について、由布市生活困窮者支援活動準備事業費補助金実施要領第3条第2項の規定により、下記のとおり事業採択することを決定したので、これを通知する。

記

1 採択事業名

2 採択事業費総額 金 円

※ 補助金の申請について

採択された事業について、由布市生活困窮者支援活動準備事業費補助金実施要領第4条の規定により、補助金交付申請手続きを行ってください。